平成27年度 南阿蘇村税納期のお知らせ

	納付期限	村県民税		田宁姿帝锐	极色制击铅	国民健康保険税	
		普通徴収	特別徴収(年金)	固定資産税	軽自動車税	普通徴収	特別徴収(年金)
4月	******		第1期				第1期
5月	6月 1日(月)			第1期	全期		
6月	6月30日(火)	第1期	第2期				第2期
7月	7月31日(金)			第2期		第1期	
8月	8月31日(月)	第2期	第3期			第2期	第3期
9月	9月30日(水)	第3期				第3期	
10月	11月 2日(月)		第4期	第3期		第4期	第4期
11月	11月30日(月)	第4期				第5期	
12月	12月25日(金)		第5期			第6期	第5期
1月	2月 1日(月)					第7期	
2月	2月29日(月)		第6期			第8期	第6期
3月	******						

- ◎□座振替を申し込んでいる人は、毎月27日が振替日となります。残高の確認をお願いします。 (27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)
- ◎12月は納期限12月25日(金)・□座振替12月21日(月)になります。
- ◎村県民税・国民健康保険税の特別徴収は、年金からの天引きになりますので、納付書は発送されません。
- ◎納税組合員に係る異動(加入・脱退・組合長変更など)があった場合は、速やかに各庁舎備え付けの届出用紙により手続きをしてください。

ి ఆధింగు ఇది ఆధించింది. దేశా ఉందు. దే ఉంది ఉన్న చేసుకు చేసుకు ఉద్దేశాలు, అందిని ఉందుకు చేసుకు ఉన్న చేసుకు ఉన్న ఉన్నాయి.

税に関する一般的な相談は「電話相談センター」へ!

国税に関する一般的なご相談は「電話相談センター」をご利用ください。熊本国税局税務相談室の職員が相談を受け付けます。

ご利用の手順は、次のとおりです。

- 1. 阿蘇税務署に電話し、自動音声案内に従い、番号 「1」を選択します。
- 2. 相談したい内容の番号を次の中から選択します。
 - ①年金や給与または事業などの所得税
 - ②相続税や贈与税または譲渡所得
 - ③法人税や源泉所得税または年末調整
 - ④消費税や印紙税
 - ⑤その他の問い合わせや不明の場合
 - ※税務署からのお尋ねや納付相談、または職員にご用の場合は、自動音声案内で、番号「2」を選択してください。

〈問い合わせ〉 阿蘇税務署 TeL0967(22)0551(自動音声案内)

落札金額を滞納村税へ (村差押財産公売会)

平成26年度、第2回目の村差押動産公売会を3月29日に白水総合センター大会議室で開催しました。公売会では、差し押さえた動産(プラズマテレビおよび液晶テレビ)13品を出品。全品落札され、落札額203,010円は、滞納となっている村税の一部に充当しました。

村では今後も納期限内の納税者との公平性を保つため、 滞納者宅の捜索や動産の差押え等の法的処分を、県およ び阿蘇管内市町村と協力して進めていきます。



出品された差し押さえ動産を見入る来場者